

## 令和5年度「鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」出店要領

### 第1 目的

この出店要領は、鳥取県商工労働部兼農林水産部食パラダイス推進課（以下「鳥取県」という。）が主催する令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ（以下「フェスタ」という。）の出店に係る必要な事項を定める。

### 第2 出店料、備品について

#### 1 出店料

フェスタに係る出店料は無料とする。

#### 2 備品等

##### (1) テント(必需備品)

ア テント（横幕、重石を含む一式）は、会場の迅速な設営、歩行者の安全確保及び保安警備等のため、主催者が指定する業者（以下「指定業者」という。）に依頼し、一括して設置及び撤去等を行う。

イ テント横幕及び倒壊防止用重石については、実演販売等の調理行為を行う場合に食品衛生管理のためテント三方に横幕を付ける必要（粉塵混入防止）があり、また盜難等防止及び夜間警備の観点から、テントに一式を含めている。

ウ 出店者は主催者が準備するテントを必ず利用して出店するものとし、1出店者につき1テントとする。テントの大きさについては主催者側に一任する。なお、原則としてテントの持ち込みは認めない。

##### (2) その他の備品等

ア テーブル（1出店者につき3台）、消火器（1出店者につき1台）、ゴトクコンロ（1出店者につき2台）、作業台（1出店者につき1台）、発電機、冷蔵庫、ドラムコードについては、様式第3号の申込内容に応じて主催者が手配する。

イ ア以外の主催者が手配することが困難な備品等については、出店者が手配する。

##### (3) レンタル料

上記（1）及び（2）アに係る費用は不要とする。

### 第3 出店申込について

#### 1 出店申込の提出先について

フェスタに出店を申し込む場合は、令和5年9月21日（木）午後5時までにその旨を以下の出店の申込、問い合わせ先に申し込むこと。

#### 2 出店の申込、問い合わせ先

鳥取ラーメン食べくらべフェスタ事務局（以下、「事務局」という。）

（鳥取県商工労働部兼農林水産部食パラダイス推進課内 担当：高橋、福山）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0858-26-7835 FAX：0857-21-0609

E-mail：shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

### 第4 出店のために必要な手続き

出店者は令和5年9月26日（火）までに、次の書類を事務局に提出すること（必着）。

様式第1号 「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」出店申込書

様式第2号 「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」会場での調理等に係る届出書

様式第3号 「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」における備品、電気、ガス及び給水・排水施設等の使用申込書

様式第4号 暴力団排除のための出店者リスト

申込書等の作成にあたっては、下記の点について留意すること。

## 1 会場で調理を行ったものの実演販売等を行う場合（「営業類似行為届」関係）

- (1) 実演販売を行う場合は、品目ごとに鳥取県西部総合事務所生活環境局の許可を得る必要があり、その手続は事務局が申込書等に基づいて一括して行う。
- (2) 上記(1)の手続きに必要な内容について、実演販売等を行う出店者は、様式第2号の申込書にその内容を明確に記入すること。
- (3) 開催期間中、所管の生活環境局担当者が会場を巡回して、申込書の内容を確認することがある。

## 2 火気器具等を使用する場合（「露店等の開設届出書」関係）

- (1) ガスコンロ、発電機などの火気器具等を使用する場合は、所管の米子消防署への届け出及び出店者毎に業務用消火器（水バケツ、エアゾール式簡易消火器具、住宅用消火器は不可）の設置が義務づけられている。
- (2) 火災予防条例に定められた届出書は、事務局が米子消防署に一括して届け出を行うので、火気器具等を使用する出店者は、様式第2号の申込書のテント平面図に、具体的な火気器具等（テント外に設置するガスコンロ、発電機等の火気器具等を含む）の配置及び業務用消火器の設置場所を必ず記入すること。

## 3 電気を使用する場合

- (1) 電気を使用する出店者は、冷蔵庫等、電気を使用する全ての機器について、様式第3号の使用申込書に必要事項を記入すること。なお、使用する電気器具は、漏電ブレーカーが付いているものに限る。
- (2) 電気使用について、会場全体の電気供給可能量を勘案して調整する場合がある。
- (3) 電気等の使用申込書の提出後に、電気機器の使用台数、種類を変更する場合は、必ず事務局に報告すること。事務局が把握していない電気機器を当日使用した場合は、電気使用に影響があるため、使用を中止させることがある。
- (4) 発電機について、電気使用の予約状況及び会場設営等を考慮して、電気設備・機械の設営費及び使用料等の経費の低減が見込まれる場合は、主催者が予め使用許可を受け共用使用できる周辺施設の既設電気回線の使用に変更する場合がある。

## 4 プロパンガスを使用する場合

ガスコンロを使用する出店者のうち、プロパンガスのボンベ、調整器（1口）、コンロ等を借り受けて使用する場合は、ガス器具の使用台数等を様式第3号の使用申込書に必要事項を記入すること。

## 5 給水・排水施設を使用する場合

- (1) 給水・排水は供用施設で行うこと。
- (2) 給水・排水施設の使用を希望する出店者は、様式第3号の使用申込書に使用・未使用の別、使用時の使用予想水量（概ね10リットル単位）等の必要事項を記入すること。

## 6 主催者が手配する必要な備品を借り受ける場合

別紙の備品を借り受ける出店者は、様式第3号の使用申込書に必要事項を記入すること。

## 第5 会場のコマ配置

出店者のコマ配置は、事務局がコマ、電気、給水・排水施設等の使用申込み等の内容を考慮して決定し、配置図を作成の上、出店者に通知する。なお、出店者の希望は、一切受け付けない。

## 第6 出店者の辞退及び取消等

### 1 出店者の辞退

- (1) 出店者の決定後に、やむを得ない事情等の発生により出店を辞退する者（以下「出店辞退者」という。）は、様式第5号の出店辞退届出書を、速やかに事務局に提出すること。
- (2) 事務局は、届け出の内容を審査し、やむを得ないと認めた場合は届出書を受理する。

### 2 出店者の取消し

出店者の決定後、申込内容の虚偽、法令違反等の不適切な行為が判明した場合、事務局は出店者の決定を取り消すことができる。

## 第7 出店物品等の搬入・搬出時間、積み下ろし及び駐車

- (1) 搬入・搬出時間、積み下ろし場所、出店者専用駐車場等は、事務局が別に定め出店者に通知する。
- (2) 搬入・搬出時間については、出店申込状況・場所等により出店者毎に詳細な時間割を定めることがある。

## 第8 出店者の設営及び装飾等

### 1 コマの設営

主催者が用意できない特殊な冷蔵庫、販売台及び宣伝に必要な物品類は、出店者が各自で準備・設営すること。

### 2 コマの装飾等

- (1) コマの装飾等は、出店者の負担において工夫を凝らし、出店者の独自色のある装飾を行うこと。
- (2) 販売宣伝のための法被、のぼり、買物袋、包装紙等は出店者が準備すること。また、各出店者で特色を持たせるため、独自のものを使用することが望ましい。

## 第9 販売に係る遵守事項

### 1 販売管理

販売人の配置、金銭の出納、売れ残ったものの処理等は、出店者の責任で行うこと。

### 2 各種表示等

出店者は、販売価格を明確に表示するとともに、出来る限り消費税の取扱いは内税方式とすること。

## 第10 火災予防、汚れ・破損の防止等

### 1 火災予防対策

- (1) 出店者が、ガスコンロ、発電機などの火気器具等を使用する場合は、火災予防条例に従って業務用消火器を出店場所に必ず設置するなど、火災予防に努めること。
- (2) 米子消防署が、開催期間中に火災予防の状況を現地確認があるので、個別の指導等があれば従わなければならない。

### 2 施設・備品等の汚れ・破損の防止対策

- (1) フェスタの会場は日常的に一般の利用が多い公共施設のため、油、食べ物等のシミ・汚れ、および備品・施設等破損の防止対策について徹底しなければならない。
- (2) 火気器具等を使用して調理行為を行う場合、油や煤等の飛散が予想される区域の地面やレンタル備品等に汚れが付かないよう、ボール、ビニールシートで覆うこと。
- (3) 特に高温になるガスコンロ等の火気器具については、火気器具を設置する机上や床面等の焦げや破損がないように、断熱資材による処置を確實に行うこと。
- (4) 万一、汚れた場合は、油や煤等の汚れを出店者の責任で取り除くこと。

### 3 清掃・損害に係る実費負担

万一、施設・備品等の汚れの取り残しや破損等が生じ、施設管理者及び指定業者から、清掃及び修復等に必要な実費相当額の請求があった場合は、原因者の出店者が全額負担しなければならない。

## 第11 給水・排水施設の使用

### 1 使用時の注意事項

- (1) 排水口及び会場の側溝等には、ラーメンのスープや麺の茹で汁等、油類、粘性の強い液体及び汚れが酷い污水等は、絶対に流さず、会場に設置する専用のポリバケツに廃棄すること（ポリバケツは主催者が用意し、回収する）。
- (2) 出店者が、食材・調理器具類の洗浄、洗浄で使用した污水等の排水などを指定した給水・排水施設で行う場合は、ゴミ、残飯などの固形物をザルなどで取り除いて、污水のみを排水口に流すこと。
- (3) 上記（2）の固形物は、排出した各出店者が持ち帰ること。

## 2 洗い物、汚水の低減

給水・排水施設の使用について、指定場所での共用使用に限定され、かつ開催期間中を通じて使用時の混雑が予想されるため、流水等が必要な食品衛生管理に留意しつつ節水に努め、給水・排水方法を独自に確保すること、使い捨て資材を使うこと、その他洗い物や汚水の排出を低減する工夫をすることが望ましい。

## 3 周辺施設の使用禁止

- (1) フェスタ会場周辺では、飲用出来ない給水栓等があるので、指定場所以外の給水・排水施設の利用は許可しない。
- (2) 出店者が指定場所以外を利用することは、施設管理者、会場周辺で通常営業する店舗並びに一般利用者等の迷惑になるので、出店に係る利用は絶対に行わないこと。

## 第12 ゴミ処分、清掃等

### 1 ゴミの適正処分

- (1) 出店者は、コマの設営・撤去、または実演販売等の際に発生したゴミを分別収集の上、各自が責任を持って会場から持ち帰り、適切に処分を行うこと。
- (2) 会場周辺で、投げ捨てや周辺施設のゴミ箱等への廃棄は、絶対に行わないこと。

### 2 清掃

出店者は、フェスタの終了後、各自でレンタルした備品等及び出店場所周辺の清掃を必ず行うこと。

## 第13 その他

この出店要領に定めるもののほか、フェスタの出店に係る必要な事項は、事務局が別に定める。

## 「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」出店申込書

鳥取ラーメン食べくらべフェスタ事務局 様

「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」に出店したいので、次のとおり申し込みます。

また、開催要領及び出店要領を遵守し、主催者等の指示に従って本イベントの円滑な運営に協力します。

年 月 日

所在地

出店申込者 出店者名

代表者名

担当者職氏名

(電話／FAX :

) ※必須

(E-mail :

) ※必須

## 1 申込みの概要

※ガスまたは電気の使用の有無、希望するテントの大きさを記入すること。

出店する日にち		ガスの使 用の有無		電気の使 用の有無		希望 テント		備考
21日	22日	有	無	有	無	大	小	
該当項目に○印記入								

(説明) テント：事務局が準備する1出店者分のスペース（大：テント（2間×3間）、小：テント（1.5間×2間）1張り分）の広さを示す。

## 2 出店の内容

## 実演販売の概要

※会場で調理して提供する「実演販売」を行う場合に記入すること。

品名	数量（食数）	販売予定 単価（円）	使用している県産品	備考

※詳細は様式第2号『「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」会場での調理等に係る届出書』に記入すること

### 3 備品、電気等の使用申込み

※ 電気、給水・排水施設等の使用については、様式第3号『「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」における備品、電気、ガス及び給水・排水施設等の使用申込書』を記入して提出すること。

#### 様式第3号のとおり

### 4 フェスタ当日に参加するスタッフと運搬等に使用する車両情報について

※ フェスタ当日に参加するスタッフや運搬等に使用する車両について、様式第4号『暴力団排除のための出店者リスト』を記入して提出すること。

#### 様式第4号のとおり

各様式で記入欄が不足する場合は、欄を追加するか、別紙で取りまとめ、申込書に添付してください。

「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」会場での調理等に係る届出書

鳥取ラーメン食べくらべフェスタ事務局 様

「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」において、会場での調理を行いますので、以下のとおり届け出ます。

年 月 日

出店申込者（とりまとめ団体）名：

所在地：

開設者 団体名：

代表者：

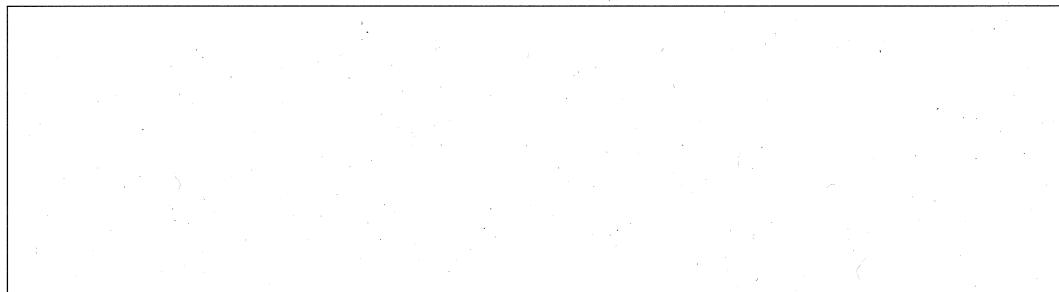
（開設者：実演販売、啓発展示での調理、無料配布を行う者をいう。）

1 実演販売を行う食品名



2 実演販売を行う施設の概要（テント平面図）

- ・コマ内のガスボンベ、コンロ等の火気器具、消火器、作業台、洗浄・手洗い施設などの配置を「明確に」記入すること。  
曖昧な配置や文字が判読できないことが無いようにお願いする。



テント平面図  
←

来場者通路側

3 仕入れ及び調理等の行為の概要

別紙のとおり

4 食品取扱責任者

所 属：\_\_\_\_\_ 氏 名：\_\_\_\_\_ 電話番号：\_\_\_\_\_

(注意事項)

1 食品衛生について

本書は、所管の鳥取県西部総合事務所生活環境局に事務局が一括して提出する「営業類似行為開設届」（食品の衛生管理の審査）に使用するため、可能な限り詳細に記入すること。

また、開催期間中、所管生活環境局担当者が会場を巡回して出店内容を確認することがある。

2 消防について（平成26年8月の火災予防条例で、出店者が行うべき火災予防対策が強化された。）

本書は、所管の米子消防署に事務局が提出する「露店等の開設届出書」(防災管理の審査)に使用するため、火気器具、消火器、発電機（テント外に設置のこと）の配置を可能な限り詳細に記入すること。

また、開催期間中、米子消防署担当者が会場を現地確認することがある。

各様式で記入欄が不足する場合は、欄を追加するか、別紙で取りまとめ、申込書に添付してください。

## 別紙

出店者の氏名及び住所		
食品衛生法での許可の有無等 ※該当する箇所にチェックすること。 許可を持っている場合は業種を記載	<input type="checkbox"/> 有 ( ) 業 <input type="checkbox"/> 固定施設 <input type="checkbox"/> 露店営業 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 自動車営業	
他のイベント・行事等での出店の有無 ※該当する箇所にチェックすること ( )内は今年度の現在までの出店日数を記載	<input type="checkbox"/> 有 ( ) 日 <input type="checkbox"/> 無	
今後の出店予定日数	日	
提供する食品		
提供予定数		
※営業許可を取得している場合は、以下の記載は省略可能		
調理施設 ※下処理等を行う施設名を記載。全て現地調達の場合は記入不要		
調理場所からの運搬方法 ※全て現地調達の場合は記入不要		
調理工程	下処理 (現地調理がない場合もこの欄に記載) ※仕入れ先も記載すること ※調理開始日も記載	
	下処理工程での食材の保管方法	
	現地 ※仕入れ先も記載すること	
	現地での食材の保管方法	

出店者の氏名及び住所	米子花子(米子市桜町1丁目)	倉吉次郎(倉吉市上井)	
食品衛生法での許可の有無等 ※該当する箇所にチェックすること 許可を持っている場合は業種を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (飲食店営業) <input type="checkbox"/> 固定施設 <input type="checkbox"/> 露店営業 (施設名 米子麺) <input type="checkbox"/> 自動車営業 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( 業 ) <input type="checkbox"/> 固定施設 <input type="checkbox"/> 露店営業 (施設名 ) <input type="checkbox"/> 自動車営業 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
他の催事での出店の有無 ※該当する箇所にチェックすること 回数は今年度の現在までの数を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 有( 6 回目) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有( 回目) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
今後の出店予定日数	4 日	10 日	
提供する食品	ラーメン	カキ氷	
提供予定数	100食分	200食分	
* 営業許可を取得している場合は、以下の記載は省略可能			
調理施設 ※下処理等を行う施設名を記載 全て現地調理の場合は記入不要	○○らーめん(自分の店)		
調理場所からの運搬方法施設 ※全て現地調理の場合は記入不要	催事当日に保冷箱に入れて運搬		
調理工程	下処理 (現地調理がない場合もこの欄に記載) ※仕入れ先も記載すること ※調理開始日も記載	①スープを仕込む(当日朝) ②トッピングの食材を仕込んで切っておく(当日朝)	
	下処理工程での食材の保管方法	スープ・食材は店の冷蔵庫に保管	
	現地 ※仕入れ先も記載すること	③スープを加温しておく ④麺を茹でる ⑤スープを入れ、食材をのせて提供	食品用水を仕入れ(○○製水) ↓ カキ氷器で削っておき、容器に保管 ↓ 客の注文に応じてカップに入れ、シロップをかけて提供
	現地での食材の保管方法	現地ではクーラーボックスで保管	氷はクーラーボックスで保管



「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」における備品、電気、ガス及び給水・排水施設等の使用申込書

「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」において、次のとおりテーブル等備品、電気、給水・排水施設等を使用したいので申し込みます。  
使用に当たっては、出店要領及び主催者等の指示に従い、本フェスタの円滑な運営に協力します。

年 月 日

所在地

出店申込者

出店団体名

代表者

担当者職氏名

(電話／ファクシミリ)

(E-mail)

### 1 備品等の使用申込み

※主催者が準備並びに斡旋する備品等の使用を申し込み場合は、以下を記入すること。

申込内容	区分	申込数	1業者当たりの上限
テーブル		台	3台
ゴトクコンロ		台	3台
風よけパネル	要 不要	1台	1台
作業台	要 不要	1台	1台
発電機 (2kW)	要 不要	1台	1台
冷蔵庫	要 不要	1台	1台
ドラムコード	要 不要	1巻	1巻
業務用消防器	要 不要	1本	1本

2 使用する電気機器等の概要（夜間送電は出来ない）

使用機器の名称	電 源		消費電力 (W) ①	個数②	合計消費電力 (W) ① × ②	回線数 (2,000W=1回 線)
	定格 電圧 (V)	定格 周波数 (Hz)				

(注-1) 予め使用を申し出でない電気機器を当日使用した場合、会場全体の発電機のブレーカーが落ち、他の出店者も電気使用ができなくなるため、申し出でない電気機器の使用はできない。(発見した場合、または発電機のブレーカーが落ちた場合、使用中止を求める。)

(注-2) コマ内に配線された回線から、各電気機器までの延長ケーブルは各出店団体で用意すること。

(注-3) 複数のテントで電気回線を共同使用する場合は、どのテントに設置するかを様式第2号の配置図に明示すること。

3 給水・排水施設の使用申込み

※主催者が指定する給水・排水施設の使用を希望する場合は記入すること。

申 入 み 内 容	出店団体名		使用予想水量	使用予定	使用予想水量	使用予定	使用予想水量
	区 分	使用予定					
給水施設の利用希望	使 用	・不使用	リットル	使 用	・不使用	リットル	使 用
排水施設の利用希望	使 用	・不使用	リットル	使 用	・不使用	リットル	使 用

(注) 共用の給水・排水施設の使用を申し込み場合は、使用予定及び使用予想水量(単位は10リットル単位)を記入すること。

※ラーメンのスープや麺の茹で汁等、油類、粘性の強い液体は専用のポリ袋に廻集すること。

4 ガス使用量予定

2日間のプロパンガスの使用量(予定)：( ) kg プランベ × ( ) 本

各様式で記入欄が不足する場合は、欄を追加するか、別紙で取りまとめ、申込書に添付してください。

樣式第4号

暴力団排除のための出店者リスト

出店団体名

## 暴力団排除のための出店者リスト (例)

出店団体名 米子の特産品をつくる会

## 記載例

販売品目等	フリガナ 氏名	生年月日	性別	代表者・従業員の別	住所	電話番号	車両 NO
おこわ、あん餅等 又は 農業者の紹介パネル の展示	ヨナゴ タロウ 米子 太郎	S44.5.5	男	代表者	米子市富益1-2-3	090-0000-0000	鳥取 500 ん 11-11
	ホウキ ハナコ 伯耆 花子	S51.8.8	女	従業員	米子市東福原4-3-2	080-0000-0000	鳥取 330 ん 22-22
				代表者			
				従業員			
《書き方の留意点》							
① 販売品目等は「〇〇、△△など」で結構です。							
② 代表者と作業にあたる方、全員について氏名(フリガナ)、生年月日、性別、住所、電話番号、車両 NO を記載してください。							
③ 参加する可能性がある方、全員の記載をお願いします。							
				従業員			
				従業員			
				従業員			

鳥取ラーメン食べくらべフェスタ出店辞退届出書

鳥取ラーメン食べくらべフェスタ事務局 様

鳥取ラーメン食べくらべフェスタにおいて、以下の理由により出店を辞退します。

年 月 日

出店申込者名 :

所在地 :

開設者 団体名 :

代表者 :

(開設者: 実際に実演販売、試飲・試食、無料配布を行う者をいう。)

1 辞退の理由



2 その他 (特記事項)

